



三木市財政健全化方針

2021（令和3）年11月
三木市総務部経営管理課

目 次

第1章 方針の基本的事項

- 1 方針策定の目的 2
- 2 財政健全化が必要となった原因 3
- 3 財政健全化の対象期間 7

第2章 本市の財政状況

- 1 歳入の状況 9
- 2 歳出の状況 11
- 3 財政状況の分析 13
- 4 今後の財政収支の見通し 17

第3章 財政健全化の目標及び基本方針

- 1 目標 19
- 2 基本方針 19

第4章 財政健全化の推進体制及び周知

- 1 推進体制 25
- 2 周知 27

財政用語解説 28

巻末資料【別表】 32

第1章 方針の基本的事項

1 方針策定の目的

本市は、2005（平成17）年度の旧三木市及び旧吉川町の市町合併時からこれまでの間、合併団体に認められた有利な借金（合併特例債）などにより、消防本部や吉川支所・図書館吉川分館、三木南交流センター、障害者総合支援センターはばたきの丘、かじやの里メッセみき、図書館青山分館、北播磨総合医療センター、中央図書館、別所ゆめ街道、福井コミュニティセンター、総合体育館などの大型施設を整備しました。

加えて、これらの施設整備以外にも、人口減少や少子高齢化の進展に伴う社会的ニーズに合わせ、中学生までの医療費の無償化や保育料の無償化・軽減、中学校までの学校給食の実施、各種ワクチン接種や不妊治療に対する助成、こども発達支援センターにじいろの開設やアフタースクールの拡充、北播磨総合医療センターへの直通バスの運行や市内バス交通の一律運賃制の導入などのさまざまな施策も実施してきました。

しかしながら、これらの施策の実施に対し、人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化に合わせた既存事業の見直し（事業の廃止、縮小、整理・統合、転換など）には積極的に取り組んできませんでした。

こうしたことが、市税などの自主財源が増加しない中で歳出規模の拡大を招くこととなり、**過去の財政運営の結果が、ここ数年で、収支の赤字補填のための財政基金の取崩しが必要という形で表面化**してきています。

具体的には、財政基金を2019（令和元）年度には1億円、2020（令和2）年度には2億5千万円それぞれ取り崩すこととなり、直近の2021（令和3）年度においても5億円程度を取り崩す予算となっています。

2021（令和3）年度末の同基金残高は20億円程度となる見込で、**このままの状況が続けば、数年のうちには同基金が枯渇してしまうおそれ**があります。

本市が将来にわたりまちの活力を保ち続け、今後においても着実にまちづくりを進めるためには、何よりも持続可能な財政運営が不可欠です。

更には、いまだに収束の兆しのみえない現下の新型コロナウイルス禍における新たな財政需要にも即応できる財源確保の必要性も生じています。

こうしたことから、**本市が財政的にまだ体力のあるうちに財政健全化に向けた取組に着手し、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するため、本方針を策定する**ものです。

2 財政健全化が必要となった原因

前項において記載したとおり、本市財政については、昨日今日で現在の状況となったものではなく、過去からの財政運営の結果がここ数年で表面化してきたものであり、財政健全化が必要となった原因をまずはしっかりと分析・把握することが必要です。

これらの原因については、次に掲げるとおり、大きく3つあると考えています。

まず、1つ目の原因についてです。

2005（平成17）年度から2015（平成27）年度にかけて、職員数の削減や市町合併前の建設事業に係る借金の返済が進んだことにより、人件費及び公債費が大きく減少しました。

人件費については、早期退職者を含め、職員数の急激な削減（2005（平成17）年度：664人⇒2015（平成27）年度：451人、△213人）により、大きく減少しました。

また、公債費についても、1990年代（バブル景気崩壊後の景気対策による整備時期）に整備した市役所本庁舎や三木山総合公園、清掃センター、ホースランドパーク、総合保健福祉センター、吉川健康福祉センターなどの大型施設の借金の返済が進んだことにより、大きく減少しました。

一方、この期間においては、人件費及び公債費の減少分を財源として活用する形で、新たな施策を積み重ねたほか、施策対象者の自然増（高齢者人口の増等）などにより扶助費や物件費、補助費等も増加しましたが、人件費及び公債費が、まだこれらの経費の増加分を上回って減少していました。【表1-1】

【表1-1】2005（平成17）年度と2015（平成27）年度の各経費の増減比較（H27-H17）

（経常経費充当一般財源ベース）

（単位：億円）

人件費	△21.3	扶助費	+9.4
公債費	△16.1	物件費	+12.6
		補助費等	+3.2
計	△37.4	計	+25.2

しかしながら、2016（平成28）年度から2019（令和元）年度にかけては、これまでの急激な職員数の削減により生じた職員の事務継承などの課

題の解消や、職員の早期退職などにより生じた職員年代間のアンバランスの是正のため、加えて、職員の再任用制度の導入により職員数は増加しており、人件費は増加に転じています。

また、公債費については減少しているものの、市町合併後に借り入れた合併特例債の返済が本格化してきたこともあり、減少幅はわずかとなっています。

一方、扶助費、物件費及び補助費等は引き続き増加しており、これらの経費の増加分を、もはやこれまでのように人件費及び公債費の減少分では吸収しきれなくなりました。【表 1 - 2】

【表 1 - 2】2016（平成 28）年度と 2019（令和元）年度の各経費の増減比較（R 元-H28）
（経常経費充当一般財源ベース）

（単位：億円）

人件費	+1.2	扶助費	+3.0
公債費	△2.0	物件費	+3.0
		補助費等	+1.0
計	△0.8	計	⊕7.0

これらの 5 つの経費の推移を、財政基金及び減債基金の取崩額の推移と対比して示します（【図①-1】及び【図①-2】）。

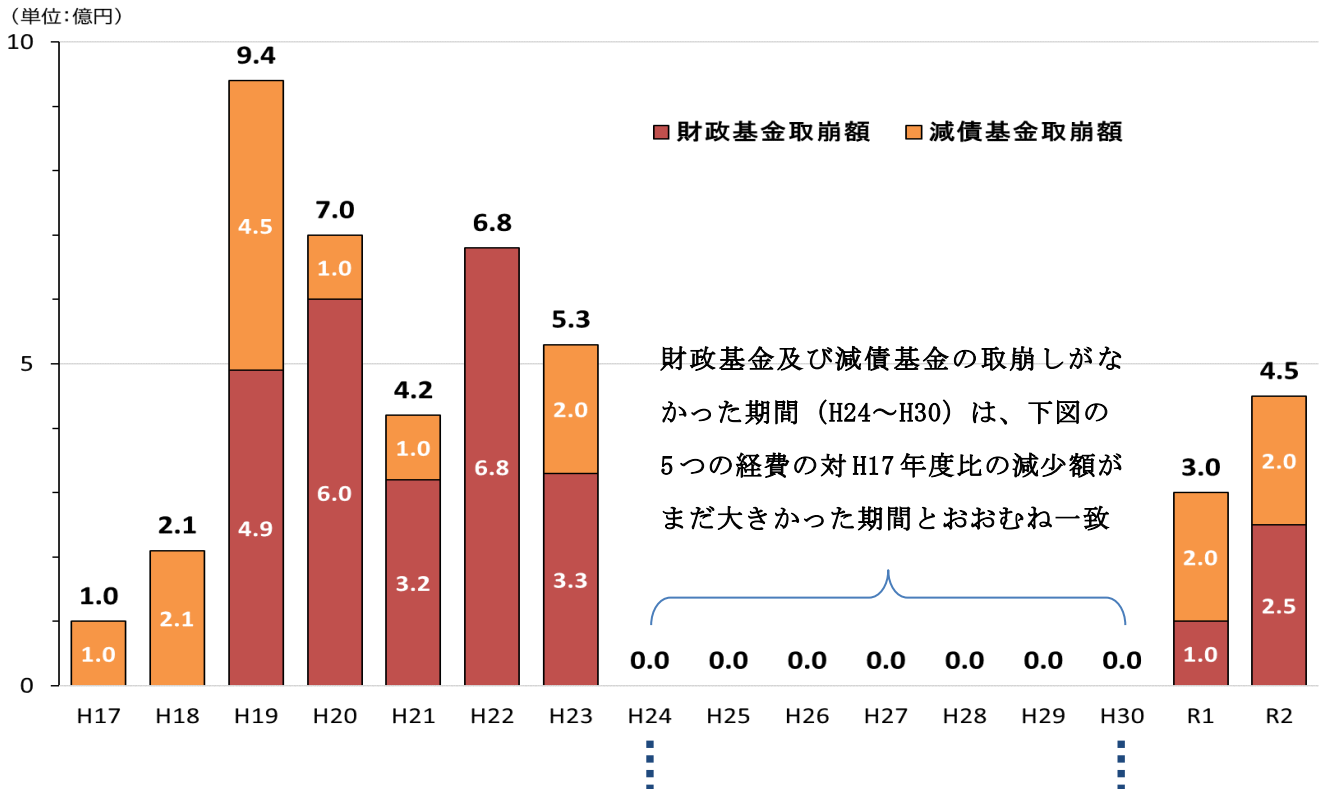
2012（平成 24）年度から 2018（平成 30）年度にかけては、収支の赤字補填のための財政基金及び減債基金の取崩しはなく、また、5 つの経費は、2013（平成 25）年度を境に右肩上がりに転じているものの、対 2005（平成 17）年度比の減少額がまだ大きかった期間です。

財政基金及び減債基金の取崩しがなかった期間は、5 つの経費の対 2005（平成 17）年度比の減少幅がまだ大きかった期間とおおむね一致しており、両者に関連のあることが見て取れます。

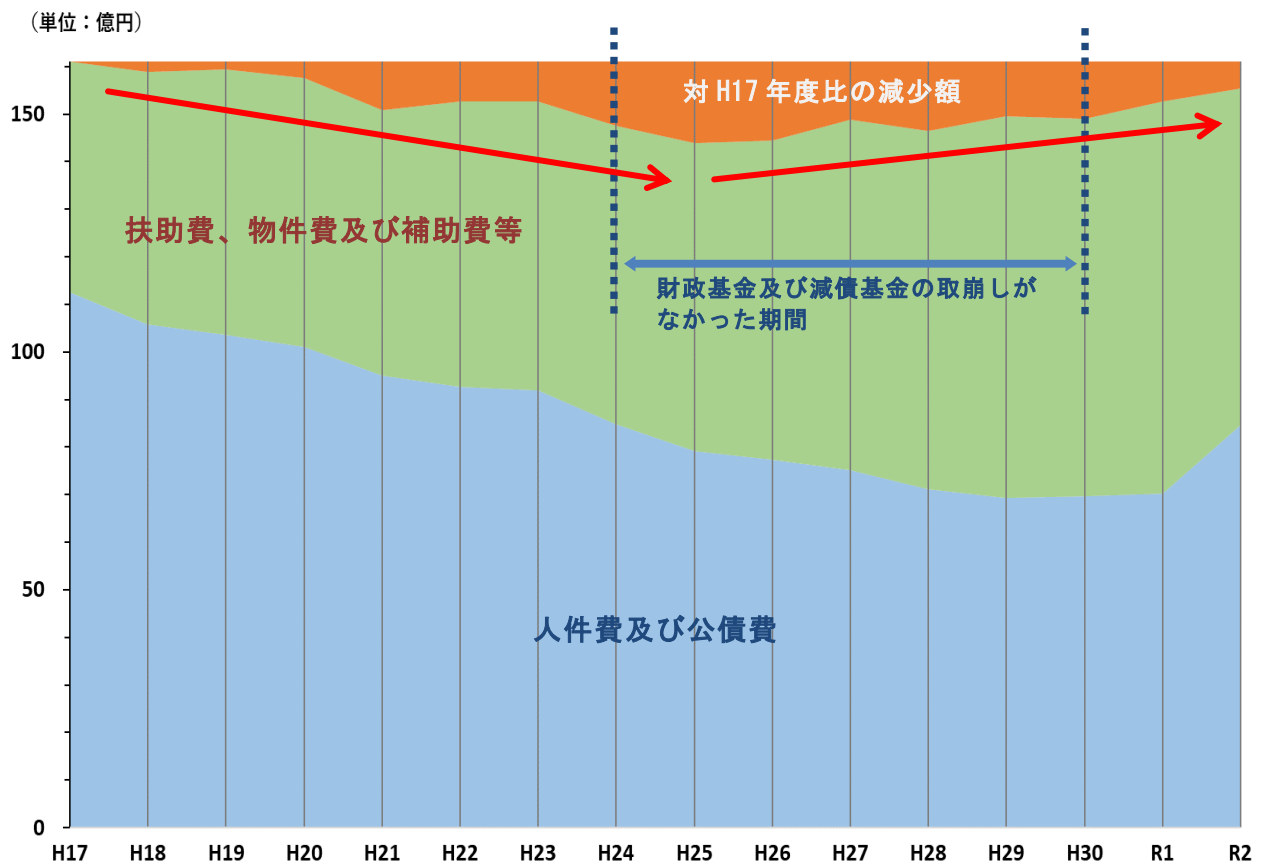
なお、人件費については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、2020（令和 2）年度から、従来の非常勤職員に代わる会計年度任用職員にかかる賃金などの経費を物件費から人件費へ計上することとなったため、同年度から増加に転じています。

また、公債費についても、合併特例債の返済がピークを迎えていることから、同年度から増加に転じています。

【図①－１】財政基金及び減債基金の取崩額の推移



【図①－２】人件費、公債費、扶助費、物件費及び補助費等の5つの経費の対2005(平成17)年度比の減少額の推移 (経常経費充当一般財源ベース)



次に、2つ目の原因についてです。

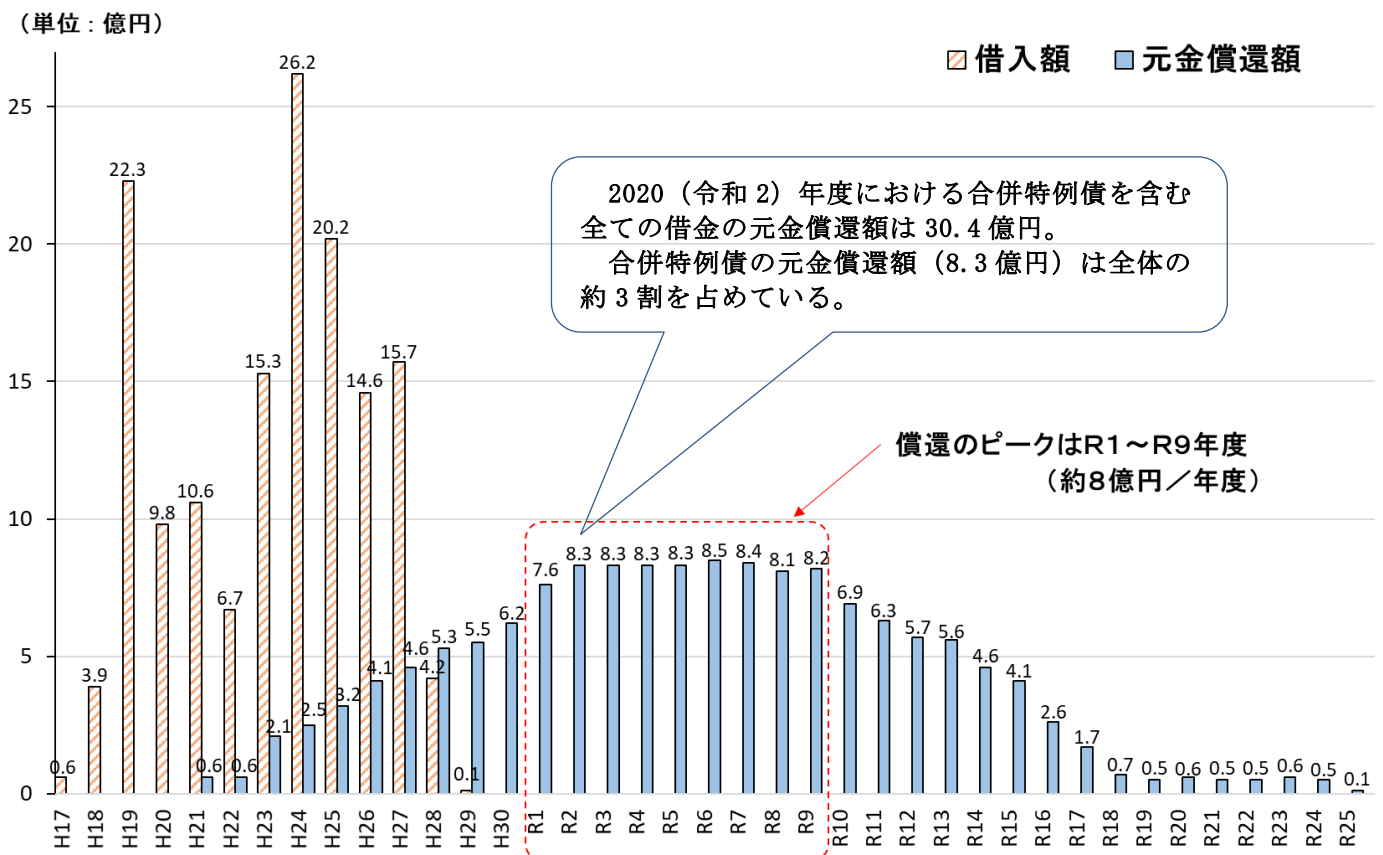
市町合併後の10年間、すなわち、2006（平成18）年度から2015（平成27）年度にかけては、合併後のまちづくりのためのさまざまな事業に合併特例債を積極的に活用することにより、その年度の市の持ち出しを少なくしていました。

しかしながら、合併後10年が経過した後、すなわち、2016（平成28）年度以降においては、もはやこれまでのように合併特例債を活用することができなくなり、事業の実施に当たり市の持ち出しが増加することとなりました。

加えて、合併後のまちづくりのための事業に対する合併特例債の借入可能額（約151億円）のほぼ満額（150億円）を借り入れたことにより、借金返済という形で将来に負担を先送りすることにもなりました。

これらの合併特例債は2019（令和元）年度から返済のピークを迎えており、公債費が下げ止まる要因にもなっています。【図①-3】

【図①-3】合併特例債の借入額及び元金償還額の推移



最後に、**3つ目の原因**についてです。

市町合併後の10年間、すなわち、2006（平成18）年度から2015（平成27）年度にかけては、合併団体における普通交付税の「割り増し交付」（合併算定替）という有利な特例措置を受けていました。

しかしながら、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの5年間にかけて、その有利な特例措置が段階的に縮減（縮減前後で約3億円）されたことです。【表1-3】

【表1-3】合併算定替による普通交付税の縮減前後の比較

（単位：億円）

区 分	2015年度 （平成27）	2020年度 （令和2）	縮減額
普通交付税	47.6	44.3	△3.3

こうしたことは、あらかじめ予測することができたにもかかわらず、それまでの間、対策として自主財源の確保や事務事業の見直し等に取り組むことなく新たな施策を積み重ねたことにより、むしろ予算規模が拡大する財政運営が続いていました。

これらの**3つ**が、このたび財政健全化が必要となった主な原因であると考えています。

3 財政健全化の対象期間

財政健全化の対象期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

第2章 本市の財政状況

1 歳入の状況

(1) 過去からの推移及び現状

直近の2020（令和2）年度の歳入決算は412億9千万円で、このうち臨時財政対策債などを除いた一般財源は192億5千万円と、歳入全体の約5割を占めています。

2020（令和2）年度においては新型コロナウイルス対策関連の特殊事情があるため歳入総額が大きくなっていますが、本市が毎年度安定して収入することのできる一般財源の規模を示す標準財政規模は平均して約190億円と、2005（平成17）年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

この一般財源のうち、主要な自主財源である市税は110億円前後で推移しています。

また、地方交付税は55億円前後で推移しており、地方交付税のうち普通交付税については、三木市及び吉川町の合併により、合併後10年間は「割り増し交付」（合併算定替）を受けてきましたが、2016（平成28）年度以降の5年間でその有利な特例措置が段階的に縮減されたことから、ここ数年は減少で推移しています。

(2) 今後の見込（予測）

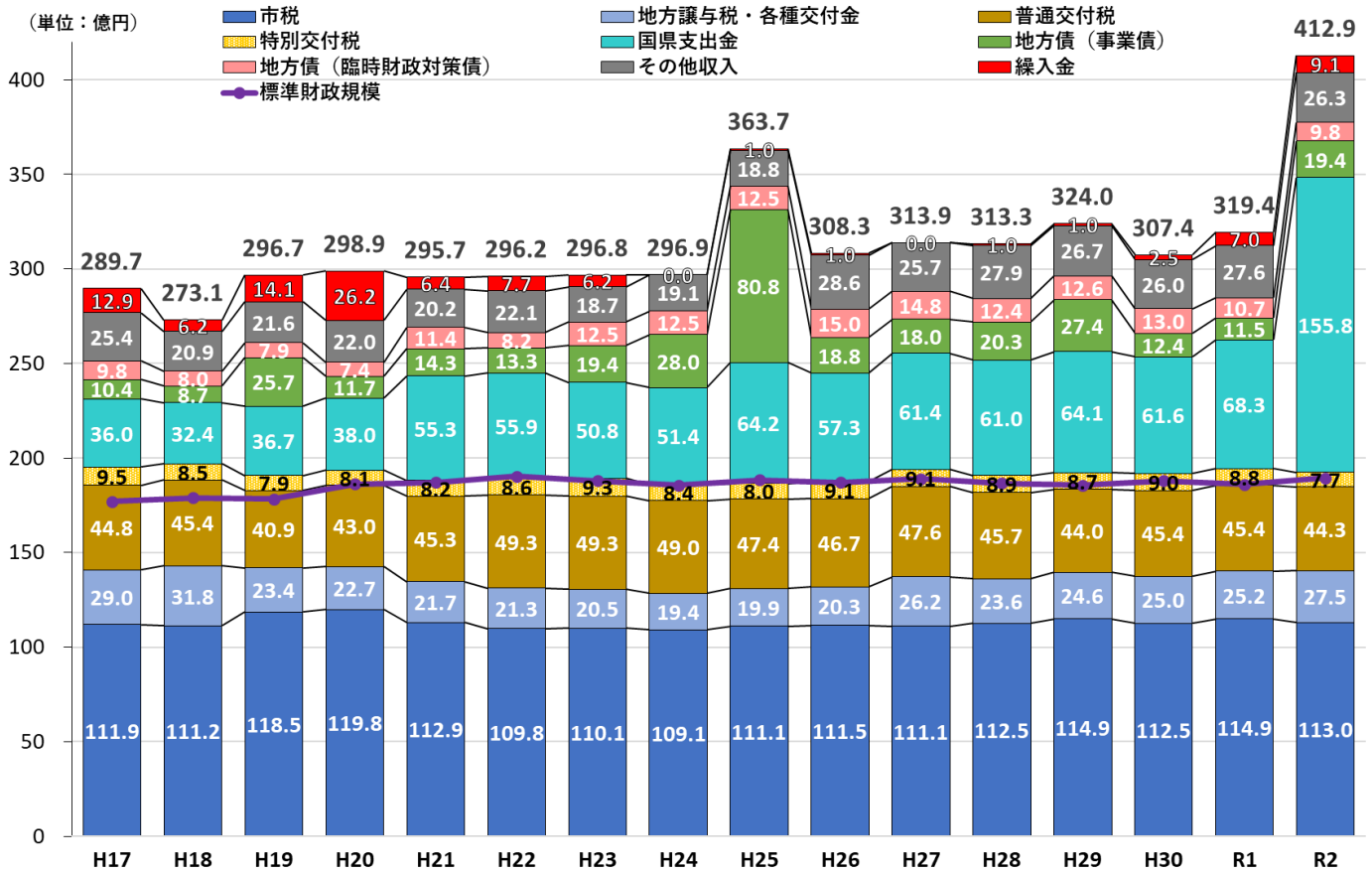
市税については、今後、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少の一途であることから、その減収が懸念されます。

加えて、西日本一のゴルフ場数を誇る本市にとって貴重な財源（約5億円）となっているゴルフ場利用税交付金の存廃についての議論が再燃するおそれもあり、先行きが懸念されます。

今後とも市の一般財源が横ばいで推移又は減少するものと見込まれる中において、社会情勢の変化に応じた新たな行政サービスにも対応していくためには、何よりも持続可能な財政運営が不可欠です。

そのためには、人口減少の抑制や企業誘致、産業振興による雇用の場の確保などにより市税の安定確保を図るとともに、ふるさと納税の更なる推進や未利用財産の有効活用などにより、新たな自主財源の確保にも取り組んでいく必要があります。

【図②－１】歳入決算額の推移（普通会計）



注 1) 本方針においては、一般会計ではなく国の地方財政調査上の「普通会計」の数値を用いて分析しています（以下同様）。

注 2) 折れ線グラフは、本市の各年度の標準財政規模を表しています。

◎歳入決算額の推移のポイント

本市の標準財政規模は約190億円と、ほぼ横ばいで推移（上図の折れ線グラフ）
 ⇒本市が毎年度安定して収入することのできる一般財源はほぼ横ばいで、大きな増減（変化）はない。

2 歳出の状況

(1) 過去からの推移及び現状

直近の 2020（令和 2）年度の歳出決算は 4 1 0 億 1 千万円となっています。

2020（令和 2）年度においては新型コロナウイルス対策関連の特殊事情があるため歳出総額が大きくなっていますが、当該年度を除いたとしても、ここ数年は、歳出総額が 3 0 0 億円を超過していることが続いており、また、過去からの推移として歳出規模が年々増加してきています。

人件費については、市町合併以降に職員数の削減が進んだことにより大きく減少し、2019（令和元）年度を 2005（平成 1 7）年度と比較すると、約 2 3 億円減少しています。

公債費については、過去に実施した投資的事業の借金の返済が進んだことにより減少傾向で推移してきましたが、合併後に借り入れた合併特例債の返済がピークを迎えていることから、2020（令和 2）年度から増加に転じています。

扶助費については、2005（平成 1 7）年度から 2020（令和 2）年度までの間で約 2 倍に増加しています。これは、主に高齢者数の増加や女性の社会進出による子育て支援の必要性が増したことなどが要因です。

ここ近年の傾向をみると、扶助費や物件費などの増加分を人件費や公債費の減少分で賄ってきた構図となっています。

投資的経費については、2013（平成 2 5）年度に北播磨総合医療センターの建設への出資により約 6 8 億円と大幅に増加していますが、2005（平成 1 7）年度から 2020（令和 2）年度までの間を平均すると、年約 3 6 億円で推移しています。

(2) 今後の見込（予測）

人件費については、ここ十数年の間、既に「職員数の削減」という形での削減を実施してきたところであり、これまでのような削減は見込めません。

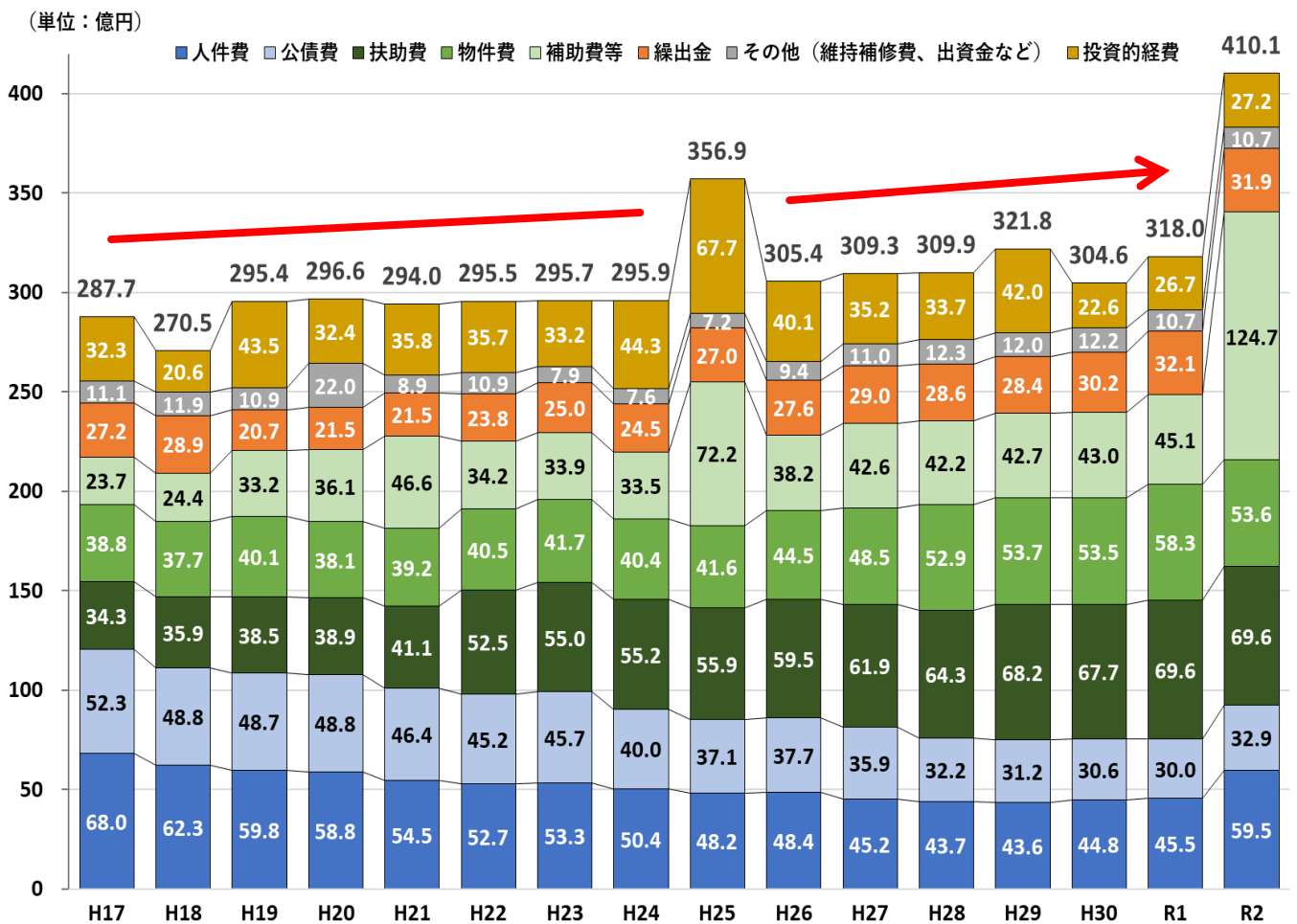
公債費についても、合併特例債の返済がピークを迎えていることに加え、公共施設の老朽化に伴う更新時期の一斉の到来により新たな借入れが必要となることから、これまでのような削減は見込めません。

一方、扶助費については、少子高齢化がより一層進む中、今後とも増

加し続けることが見込まれます。

投資的経費については、今後、中央公民館の建替えに併せた類似施設の複合化や施設一体型の小中一貫校、次期ごみ処理施設の整備などの大型事業のほか、老朽化した公共施設の改修・更新のため、多額の経費が長期にわたり必要となることを見込まれます。

【図②－２】歳出決算額の推移（普通会計）



注) 2020 (令和 2) 年度から、会計年度任用職員の賃金などの経費を物件費から人件費へ計上することとなったため、同年度の人件費は約 60 億円となり、2019 (令和元) 年度と比べ 14 億円増加しています。

◎歳出決算額の推移のポイント

歳出規模は 2005 (平成 1 7) 年度から年々拡大し、2013 (平成 2 5) 年度以降は 300 億円超えが常態化

⇒一般財源は増加 (変化) していないにもかかわらず、歳出規模は年々拡大

3 財政状況の分析

(1) 基金残高の状況

市の貯金に当たる基金のうち、財政基金及び減債基金の残高は、2005（平成17）年度は約59億円、2011（平成23）年度は約44億円となっており、この6年間で約15億円減少しました。

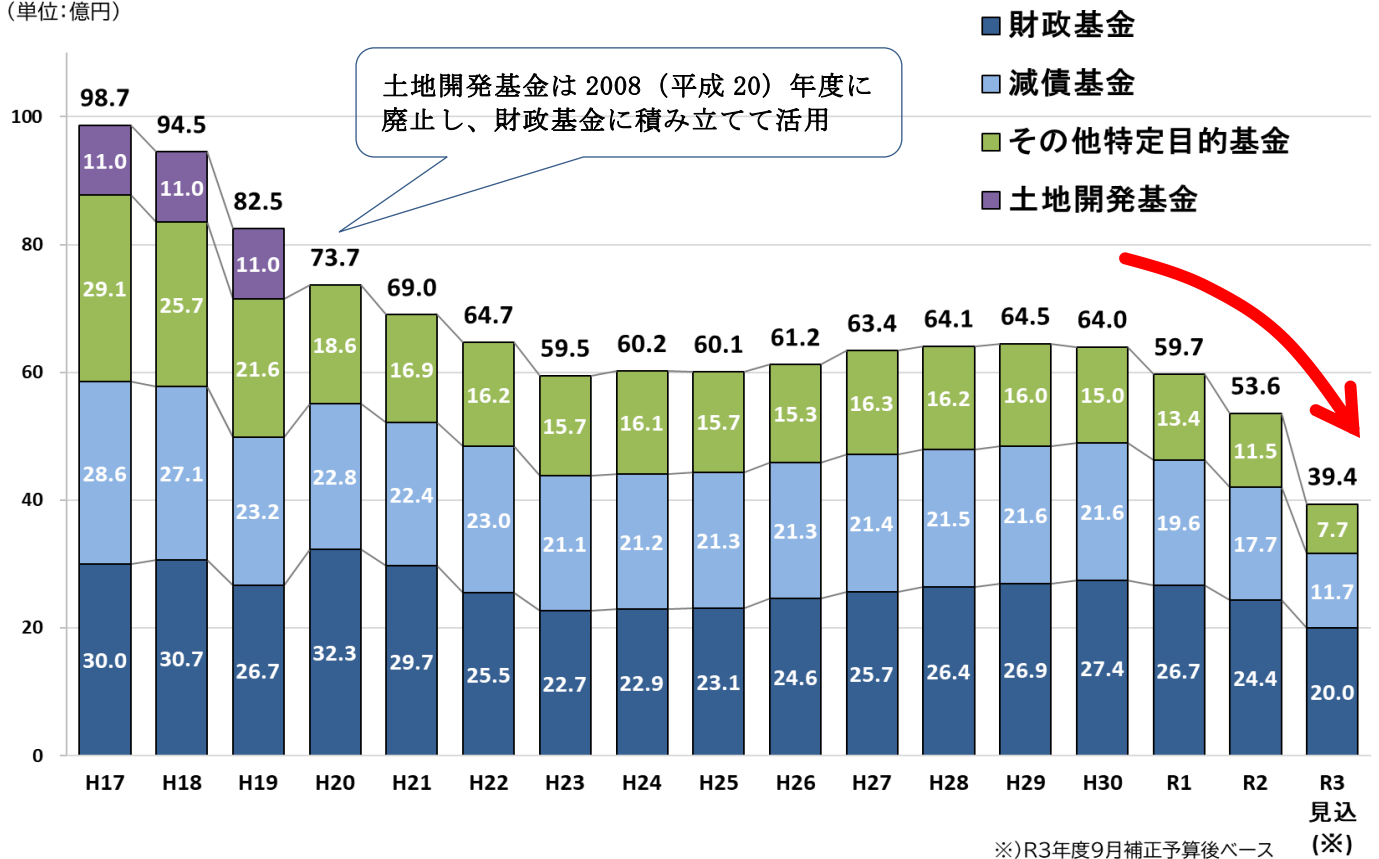
その後、2012（平成24）年度以降は収支の赤字補填のための基金の取崩しはなく、財政基金及び減債基金ともに増加傾向で推移し、2018（平成30）年度末の両基金の残高は49億円となりました。

しかしながら、2019（令和元）年度において8年ぶりに財政基金を1億円取り崩したほか、2020（令和2）年度においても2億5千万円を取り崩すこととなりました。

更に、2021（令和3）年度においても予算ベースで財政基金を5億円取り崩す見込であるなど、現在の財政状況では基金の取崩しが必要となっています。【図②-3】

【図②-3】基金残高の推移

(単位:億円)



なお、県内の他の合併団体においては、いずれの団体も合併特例債による財政措置の一つとして合併後の振興のための基金を造成していますが、本市においては造成基金がありません。【表2-1】

このことも、県内の他の合併団体と比べ、本市の基金残高が少ない要因となっています。【図②-4】

【表2-1】本市の合併特例債の発行状況

(単位：億円)

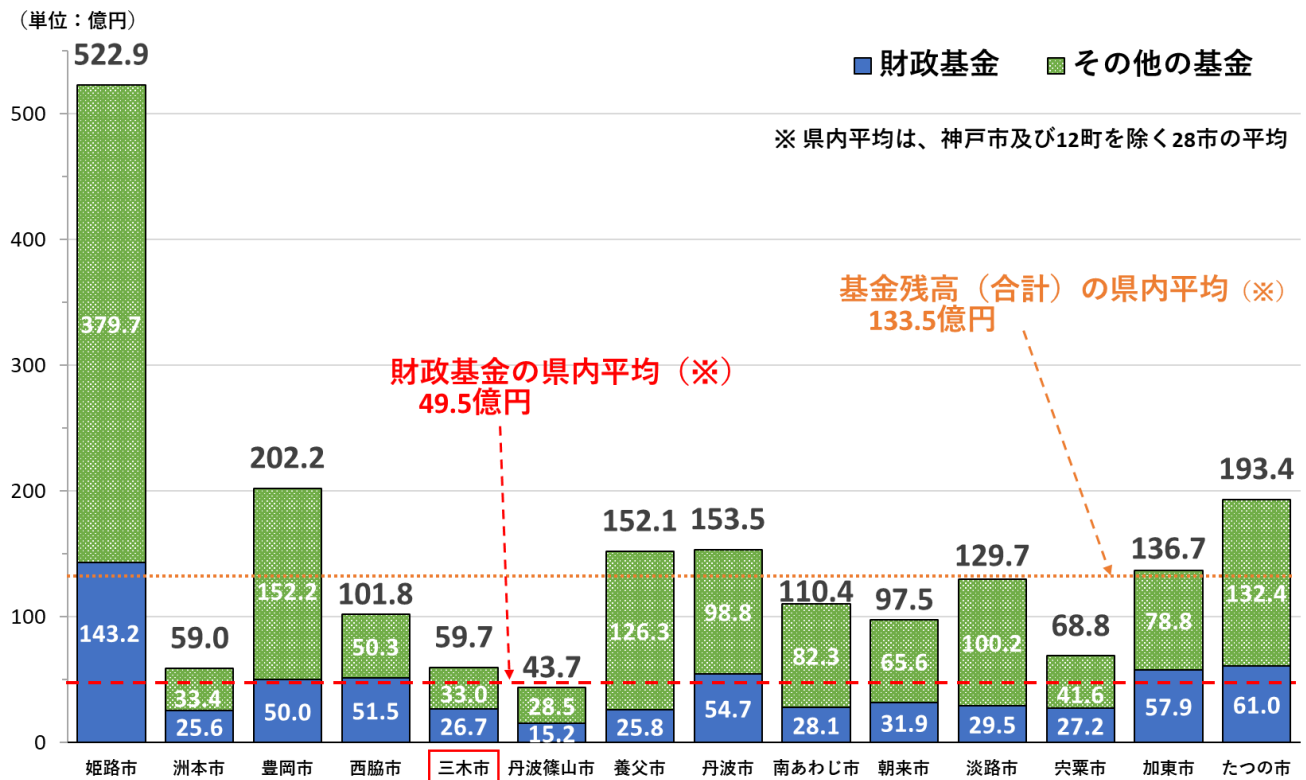
合併特例債の種類	借入可能額	発行額
①合併後のまちづくりのための事業に対する発行分	151.1	150.0
②合併後の振興のための基金の造成に対する発行分	16.0	0
計 (①+②)	167.1	150.0

借入可能額のほぼ満額を発行

合併特例債による造成基金がないのは、県内では三木市のみ

【図②-4】県内の他の合併団体との基金残高（普通会計）の比較

(2019(令和元)年度末時点)



(2) 市債残高の状況

市の借金に当たる市債の残高の総額は、2005（平成17）年度の市町合併時から2011（平成23）年度までは市債の返済額が発行額を上回って推移したため、95億円減少しました。

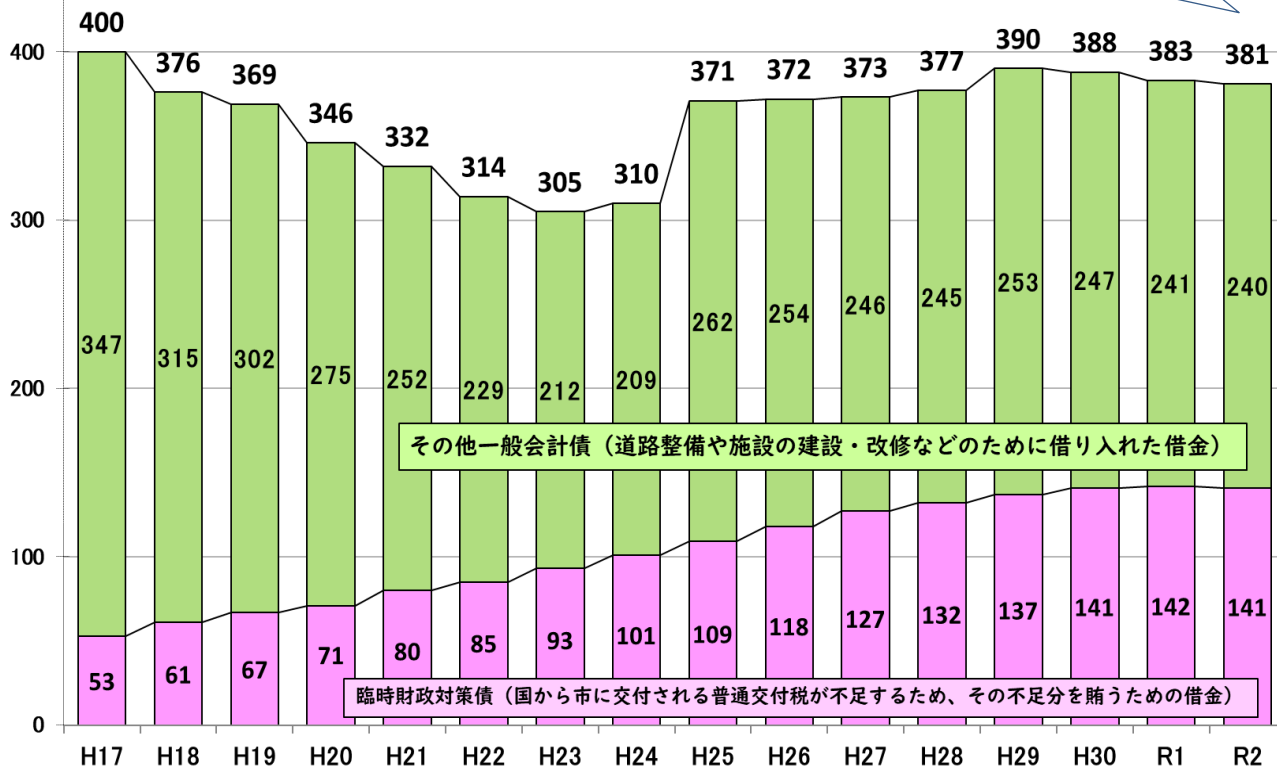
しかしながら、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債の発行が年々増加する中、2012（平成24）年度には市債残高が増加に転じ、2013（平成25）年度は旧三木市民病院の赤字清算及び新病院である北播磨総合医療センターの建設の最終年度が重なり、市債残高は前年度から約60億円増加しました。

その後、2014（平成26）年度から2017（平成29）年度にかけて中央図書館や総合体育館などの大型施設を整備したことにより、2020（令和2）年度末の市債残高は381億円と、高止まりで推移しています。

なお、臨時財政対策債の残高が年々増加傾向にあることも、市債残高が高止まりで推移している要因となっています。

【図②-5】市債残高の推移

（単位：億円）



今後も老朽化した施設の更新や、新たな清掃センターの建設などの大型事業が控えており、市債残高は高止まりで推移する見込

(3) 経常収支比率の状況

本市の経常収支比率は、年度により比率に大小はあるものの、2015（平成27）年度まではおおむね低下して推移しています。

これは、「財政健全化が必要となった原因」（p.3）において記載したとおり、この期間においては、人件費及び公債費の減少分が扶助費や物件費、補助費等の増加分をまだ上回っていたことが要因です。

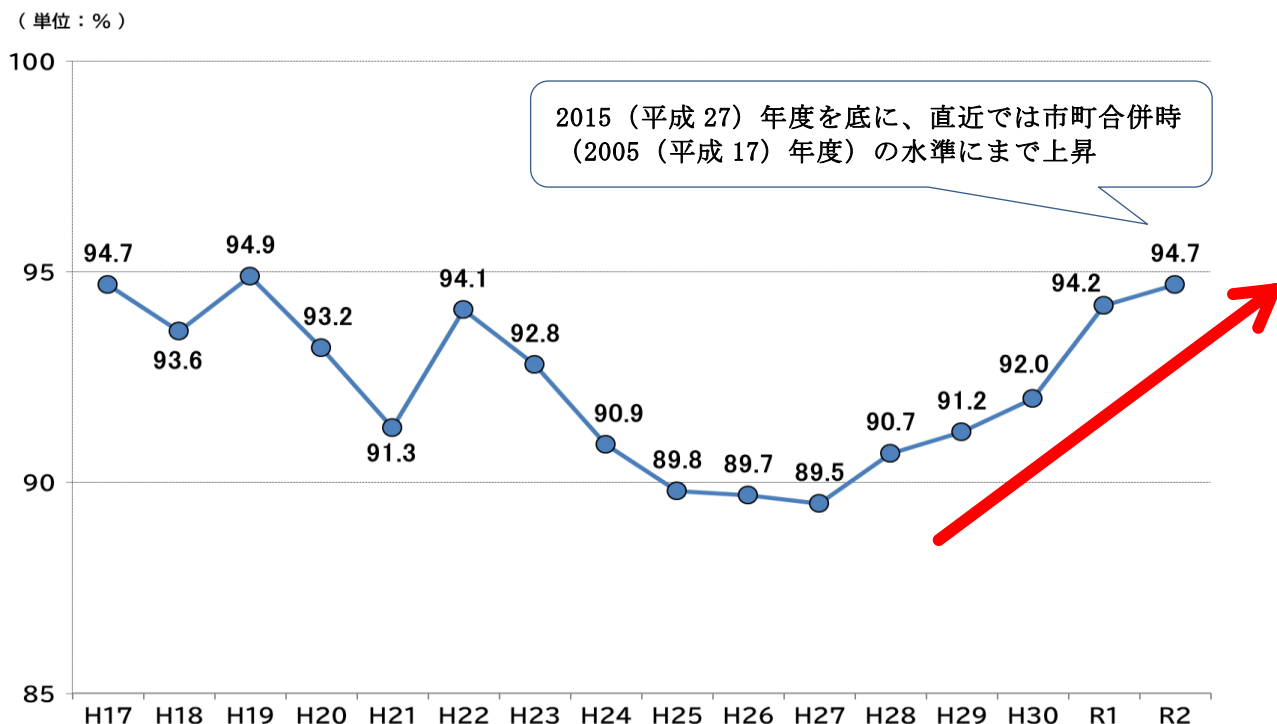
しかしながら、2016（平成28）年度以降は、公債費にあつては減少しているものの微減であり、人件費にあつては減少から増加に転じています。

一方、扶助費や物件費、補助費等は引き続き増加していることから、これらの増加分を、もはやこれまでのように人件費及び公債費の減少分では吸収しきれなくなりました。

このため、2016（平成28）年度以降、比率は上昇に転じ、直近の2020（令和2）年度では94.7%となっています。

本市の財政は、新たな事業や取組にお金を回す（チャレンジする）余裕のない、いわば「窮屈」な状況といえます。

【図②－6】経常収支比率の推移



4 今後の財政収支の見通し

今後の中長期の財政収支においては毎年度の赤字が続き、2026（令和8）年度以降は毎年度10億円以上の財源不足が生じるほか、2028（令和10）年度には市全体の基金が枯渇（市全体の基金残高がマイナスに転落）する見込です。

これらの財源不足の解消に当たっては、財政的にまだ体力のある今のうちから財政健全化による取組を進め、財政収支の均衡を図っていく必要があります。（p.32 巻末資料【別表】）

第3章 財政健全化の目標及び基本方針

1 目標

財政健全化の目標及び目標額を次のとおり定めます。

(1) 目標

将来にわたり持続可能な財政運営が可能となるよう、「財政健全化の対象期間」(p.7)における目標を次のとおり定めます。

財政健全化に向けた取組を着実に進め、2026(令和8)年度までに、収支の赤字補填のための財政基金を取り崩さない財政基盤を確立します

(2) 目標額

上記の目標と連動し、財政健全化の目標額を次のとおり定めます。

財政基金(広義)の取崩しをゼロとする金額

※ 財政健全化に取り組まなければ特定目的基金もいずれは枯渇し、その不足分を財政基金の取崩しにより対応せざるを得なくなります。

こうした状況が続けば、財政基金そのものも枯渇してしまうこととなります。

このため、ここで定める「財政基金の取崩しゼロ」は、ただ単に基金の区分上の財政基金(狭義)の取崩しをなくすことのみならず、特定目的基金が不足した場合に、その不足分を補う財政基金(広義)の取崩しをなくすことも含みます。

2 基本方針

本市の市政の羅針盤となる「三木市総合計画」においては、「行財政運営」における「将来のあるべき姿」の一つとして、「財政規律を堅持し、健全で安定した行財政運営を行い、市の規模や多様化する社会情勢に対応した行

政サービスの提供を維持している」ことが挙げられています（総合計画 p.126）。

そのためには、必要な財源を、現在のみならず将来にわたっても確保しておく必要があります。

そこで、財政健全化に向けては、収入の確保や支出の見直しに取り組むことを基本としつつ、現在はもちろんのこと、「将来にも備える」という視点も取り入れ、次に掲げる「**3つの基本方針**」を定めることとします。

基本方針 1 収入の確保

本市収入の約4割を占める貴重な自主財源である市税について、引き続き、増収に努めます。

併せて、次に掲げる項目にも重点的に取り組むことにより、更なる収入の確保をめざします。

1 自主財源の確保

(1) 市税徴収の強化

個人市民税や固定資産税などの徴収率を県平均並みに増加させるなど、市税徴収の強化を図ります。

【参考】2019（令和元）年度の市税徴収率（※かっこ内は県平均）

- ・個人市民税 96.2%（96.9%）
- ・固定資産税（純固定資産税） 96.3%（96.9%）

(2) ふるさと納税の更なる推進

本市の魅力発信及び地域産業の振興のため、ふるさと納税の返戻品として幅広い特産品を選定するとともに、今後の市の主要プロジェクトの展開に応じた寄附金の使いみち（主要プロジェクト応援枠）を個別に設定するなど、ふるさと納税を更に推進します。

(3) 未利用財産の積極的な売却及び有効活用

適正かつ有効な財産管理のため、既に用途を廃止した不用地や遊休地の積極的な売却を進めるとともに、有効活用を図ります。

(4) 新たな収入源を確保する仕組みの構築

広告収入の仕組みの導入など、新たな収入源を確保する仕組みの構築を検討します。

2 応益負担・応能負担の見直し（収入面）

社会全体の各種コストが増加している中、本市の各種コストも増加していることを踏まえ、使用料、手数料、占用料などの各種料金を近隣市や県内類似団体の状況とも比較しつつ見直し、市民負担の公平性の確保及び受益者負担の適正化を図ります。

また、当該使用料等の料金を減額又は免除する規定を設けている場合には、その減免規定についても見直しを検討します。

3 依存財源の確保

事業の企画・立案の段階から、その財源確保に向け、国や県のみならず、各種団体（財団法人等）の補助金等についても活用できないかを十分に調査し、依存財源の確保に努めます。

基本方針2 支出の見直し ～社会情勢の変化に応じた事業の見直し～

財源に限りがある中、社会情勢の変化に応じた事業の見直しを進めることにより、収入規模に見合った財政運営をめざします。

なお、支出の見直しに当たっては、次に掲げる視点により行うこととします。

《支出の見直しにおける視点》

1 公共施設等の管理・運営方法の見直し

「三木市公共施設再配置計画」に基づき公共施設の再配置を着実に実行するほか、稼働率の低い公共施設等の管理・運営方法を抜本的に見直します。

2 委託業務の抜本的見直し

本来は職員自らが担うべき業務についても安易に委託に含めていないかなど、委託する業務の線引き（直営部分と委託部分）を再精

査し、現在委託している各業務の仕様を見直します。

3 事業・制度の再構築

次に掲げる点などから、事業の必要性や費用対効果などを含め、事業・制度の再構築を検討します。

- (1) 国県補助事業のいわゆる上乘せ又は横出し事業の見直し
- (2) 市単独（市独自）の政策的事業（法令で義務付けのない事業）の見直し
 - ア 近隣市又は県内類似団体に比べ突出（充実）した行政サービスの見直し
 - イ 近隣市又は県内類似団体では見直しにより既の実施していないが、本市では依然として実施したままとなっている行政サービスの見直し など
- (3) 事業費（一般財源ベース）が増加している事業の見直し

4 応益負担・応能負担の見直し（支出面）

特定の対象者に向けた無料・無償でのサービス提供や給付、所得制限なしでのサービス提供や給付等の事業について見直します。

5 各種事業の対象基準の見直し

各種事業の対象者、対象年齢、対象範囲などの対象基準について、社会情勢の変化に応じた見直しを行います。

6 自助、共助、公助の役割分担の見直し

社会情勢や環境の変化も踏まえ、市が直接実施している事業について、真に行政が実施しなければならない事業であるかを再検証し、住民や各種団体の自立した実施へ転換できるよう見直します。

- (1) 行政主体（主導）型から住民主体型への協働のまちづくりの転換
- (2) 各種団体等への運営補助・交付金の見直し
- (3) 補助率100%又は定額補助の見直し

7 外郭団体の見直し

市が出資又は関与している各種法人や任意団体について、その設立趣旨や事業活動の目的・効果を再検証し、運営・管理方法等の抜本的な見直しを検討します。

8 広域連携

少子高齢化かつ人口減少社会においては、個々の自治体で従来どおり全ての行政サービスを単独で実施・維持すること（フルセット主義）は困難です。

このため、近隣、とりわけ隣接市町にも関心を向け、フルセット主義から脱却し市の境界に縛られることなく、近隣市町と連携して各種事業を共同実施（又は施設を共同・共通利用）できないか、事業の実施手法の見直しを検討します。

基本方針3 将来を見据えた計画的な備え

今後、スマートインターチェンジや施設一体型の小中一貫校、次期ごみ処理施設の整備などの大型事業が予定されている中、将来を見据えた計画的な財政運営を行っていきます。

1 投資的事業の計画的かつ効果的な実施

投資的事業について、その必要性や効果、工期、ランニングコスト等を十分に精査した上で実施を判断するとともに、将来的な公債費負担の平準化が図られるよう計画的に実施します。

2 基金の取崩しの厳格な運用

将来的な事業の実施に当たり、基金はその目的に応じた事業の財源として活用することとし、経常的・通常的な事業の財源として基金を安易に取り崩すことのないよう、厳格に運用します。

第4章 財政健全化の推進体制及び周知

1 推進体制

次に掲げる庁内体制を構築し、財政健全化に向けた取組を推進します。
財政健全化に向けた推進体制のイメージは、【図⑤-1】のとおりです。

(1) 財政健全化推進本部会議

市長、副市長及び部長クラスで構成し、財政健全化に向けた取組の決定機関となります。

本会議については新たに組織を立ち上げるのではなく、既存の部長会を活用することとします。

(2) 財政健全化推進部会

財政健全化に向けた取組の進捗管理を行う経営管理課のほか、企画政策課、財政課及び財政健全化対象事業の関係課で構成し、当該対象事業の見直し内容の妥当性や本方針との整合性などをチェックします。

また、下記の「財政健全化実施プログラム ワーキンググループ」から提出された実施プログラムを最終的に取りまとめ、財政健全化推進本部会議に提出の上、説明します。

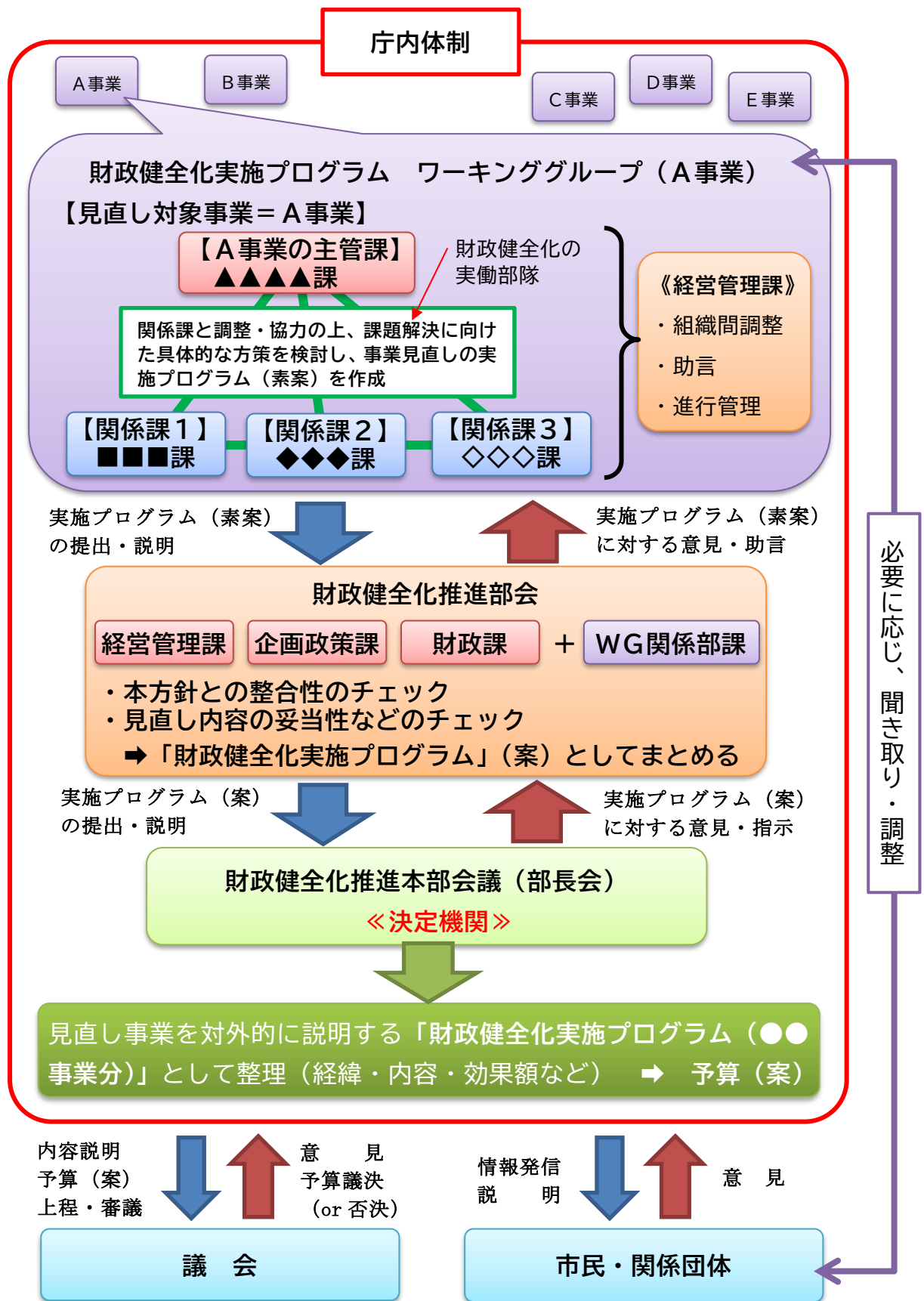
(3) 財政健全化実施プログラム ワーキンググループ

財政健全化対象事業の主管課及びその関係課が互いに調整・協力の上、課題解決に向けた具体的な方策を検討し、事業見直しの実施プログラムを作成します。

ワーキンググループは財政健全化推進のいわば「実働部隊」で、推進体制の「核」となる存在です。

経営管理課はワーキンググループにおいて組織間調整や助言、進捗管理を行い、実施プログラムを財政健全化推進部会に提出の上、説明します。

【図⑤-1】 財政健全化に向けた推進体制のイメージ



2 周知

「財政健全化の対象期間」(p.7)において記載したとおり、財政健全化に向けた取組については、広報紙への掲載や住民説明会の開催などにより周知を図り、丁寧に説明を行っていきます。

また、その取組の進捗については市議会(常任委員会)に適宜報告するとともに、財政健全化対象事業によっては市議会の議決が必要となることから、常任委員会等での審議過程の中で十分に説明を行っていきます。

財政用語解説

あ行

依存財源

国や県の基準で交付されたり割り当てられたりするお金のことで、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金及び市債が該当します。

一般会計

福祉や環境、道路、教育など、市の行政運営の中心となる会計のことです。

一般財源

使いみちが自由な（特定されていない）お金で、市税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税が該当します。

か行

会計年度任用職員

従来の非常勤職員に代わる職員のことです。地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、2020（令和2）年度から会計年度任用職員へ移行しました。

これに伴い、同年度から、同職員にかかる経費は、従来の物件費ではなく人件費で計上しています。

合併算定替

合併団体が合併による普通交付税上の不利益を被ることのないよう、合併後10年度間は合併がなかったものと仮定し、合併前の団体ごとに算定した普通交付税の合算額が保障される特例措置のことです。

なお、合併後11年度目（本市は2016（平成28）年度）以降は、その額が段階的に縮減されます。

合併特例債

市町（旧三木市及び旧吉川町）の合併後の新たなまちづくりに必要となる事業の財源とするため、合併後10年間に特別に借り入れたお金のことです。

本市は、総額で約150億円の合併特例債を借り入れました。

繰出金

市の一般会計から特別会計へ支出される経費（負担金など）です。

経常一般財源

市税や地方交付税などの一般財源となる収入のうち、その年度に臨時的に収入したお金を除いたものです。

経常経費

道路や公共施設等の整備・改修などの投資的な経費や、その他の臨時的（単発的）な事業にかかる経費を除いた、毎年度必要となる経費のことです。

経常経費充当一般財源

経常一般財源のうち、経常経費に使ったお金のことです。

経常収支比率

毎年度決まって収入する使いみちの自由なお金を、毎年度支出する必要のある経費にどれくらい使ったかをみる指標です。

この比率が100%に近いほど自由に使えるお金が少なく、財政的に余裕がないことを意味します。

なお、経常収支比率は、次の計算式により求められます。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源} \times 100\%$$

減債基金

将来における借金（市債）の返済を計画的に行うための市の貯金です。

公債費

市の借金（市債）の返済や利子の支払のための経費です。

さ行

財政基金

年度間のお金の不足や、災害等の緊急時に備えるための市の貯金です。

市債

市の借金のことです。

道路や公園、公共施設の建設など、単年度に多額のお金を必要とする事業であっても、市債を発行して必要なお金を調達することで事業を円滑に進めることができるようになります。

道路や公園、公共施設などは将来にわたって利用されるものであり、将来の市民にも借金の返済を負担していただくことで世代間の公平性を実現する役割があります。

自主財源

市が自主的に収入できるお金のことで、市税、分担金・負担金、使用料、手数料

料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入が該当します。

市税

市の自主財源の根幹をなすもので、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税及び入湯税をいいます。

人件費

職員の給料や各種手当、議員報酬などの経費です。

た行

地方交付税

国が国税の一部を地方自治体に交付するお金です。

地方交付税には、全国どこに住んでいても一定水準の行政サービスが受けられるよう、必要となるお金を国が地方自治体に交付する「普通交付税」のほか、災害などが多く発生したり、国が特に推進する施策を実施したりした地方自治体に対し、普通交付税とは別に交付される「特別交付税」があります。

投資的経費

道路や公園、学校などの公共施設の建設、改良、改修のための経費です。

特定目的基金

特定の目的（事業の財源）のために積み立てておく市の貯金です。

特別会計

特定の事業を行う場合に、一般会計と区分して経理する会計のことです。

本市においては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業及び学校給食事業の各特別会計があります。

特別交付税

地方交付税のうち、普通交付税の算定に反映することのできなかつた特別な財政事情（災害など）を考慮して交付されるものをいいます。

土地開発基金

あらかじめ必要な公共用地を取得するために積み立てておく市の貯金です。

本市は2008（平成20）年度にこの基金を廃止し、財政基金に積み立てて活用しました。

は行

標準財政規模

市が毎年度安定して収入することのできる一般財源の規模をいいます。

扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者や高齢者、児童、障がい者などを支援するための経費です。

普通会計

国の地方財政状況調査上、他団体との比較や時系列での比較が可能となることから、一般的に用いられる会計区分です。

本市の普通会計には、一般会計及び学校給食事業特別会計が含まれています。

本方針においても、原則として普通会計の数値を用いて分析しています。

普通交付税

地方交付税のうち、市の必要経費に対し、市税などの収入見込額が不足する額を基準に交付されるものをいいます。

物件費

旅費や消耗品費、業務の委託料など、市の経費の中で消費的な性質を持つ経費のことです。

補助費等

市から市民、民間の団体、他の地方公共団体に対し、行政上の目的で交付される経費です。

ら行

臨時財政対策債

現在、国が市に交付する普通交付税のお金が不足するため、その不足分を市が代わりに借金で賄う形となっており、この借金のことを臨時財政対策債とといいます。

本来は国が普通交付税として市に交付すべきお金の一部が、国の財政事情により市の借金に振り替わっており、市債残高が増える要因にもなっています。

なお、臨時財政対策債の元利償還金（元金及び利子）は、その全額が後年度の普通交付税で措置されることとなっています。

類似団体

国（市町村類型別）により分類された、人口や産業の構造が本市と似通っている団体のことです。

兵庫県内では、高砂市、丹波市及びたつの市が本市の類似団体となっています。

【別表】

今後の財政収支の見通し（一般財源ベース）

←決算額 決算見込額→

(単位：百万円)

区分	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
市税	11,486	11,304	10,733	11,113	11,229	11,171	11,173	11,174	11,066	11,069	11,096	10,989	10,992
地方交付税等	6,488	6,176	7,022	7,045	6,884	6,847	6,803	6,658	6,724	6,665	6,827	6,958	6,961
その他収入	3,093	3,491	3,560	3,109	3,119	3,119	3,142	3,143	3,143	3,142	3,143	3,143	3,142
歳入 計	21,067	20,971	21,315	21,267	21,232	21,137	21,118	20,975	20,933	20,876	21,066	21,090	21,095
人件費	4,328	5,551	5,436	5,303	5,348	5,268	5,309	5,326	5,217	5,245	5,256	5,244	5,249
扶助費	2,425	2,172	2,264	2,287	2,310	2,333	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356
公債費	2,900	3,190	3,552	3,478	3,459	3,510	3,463	3,601	3,751	3,796	4,096	4,208	4,230
投資的経費	440	507	643	446	499	643	679	644	1,179	978	489	485	468
その他	11,531	10,178	10,132	10,624	10,370	10,315	10,158	10,111	10,134	10,006	9,994	9,991	9,988
物件費	4,735	3,725	3,690	3,697	3,690	3,596	3,761	3,714	3,703	3,701	3,691	3,691	3,691
補助費等	3,944	3,704	3,528	3,574	3,674	3,691	3,279	3,279	3,279	3,279	3,279	3,279	3,279
積立金	38	34	49	2	2	2	25	24	24	23	23	23	23
繰出金	2,698	2,635	2,742	2,768	2,848	2,869	2,889	2,886	2,883	2,880	2,878	2,875	2,872
その他	116	80	123	583	156	157	204	208	245	123	123	123	123
歳出 計	21,624	21,598	22,027	22,138	21,986	22,069	21,965	22,038	22,637	22,381	22,191	22,284	22,291
歳入歳出差引	△ 557	△ 627	△ 712	△ 871	△ 754	△ 932	△ 847	△ 1,063	△ 1,704	△ 1,505	△ 1,125	△ 1,194	△ 1,196
基金残高(全基金)	5,969	5,362	4,949	4,330	3,828	3,148	2,576	1,787	357	△ 875	△ 1,728	△ 2,649	△ 3,571

三木市財政健全化方針

2021（令和3）年11月

発行 兵庫県三木市

作成 三木市 総務部 経営管理課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL 0794-82-2000（代表）